市民病院のあり方に関する基本方針（案）説明会　資料

1. あり方検討の概要

S25.11　道明寺村国保直営道明寺病院として開設

・
・
・

S62.4　市立藤井寺市民病院に名称変更

道明寺病院から藤井寺市民病院へ

■「道明寺病院」として開設した後、町村合併、市政施行等を経て、昭和62年4月に「市立藤井寺市民病院」となった。

H13　市民病院の移転新築を計画

H18　設計開始 → 財政的事情

H19　計画凍結（⇒中止）

H21-22　耐震化・リニューアル工事

移転新築計画の断念

■平成13年度から施設の老朽化、狭隘化等を理由に移転新築計画の立案が始まった。

■平成18年度には設計に入ったものの、当時、一般会計が市政初の赤字決算になるなど、財政的事情により計画が凍結（後に中止）され、代わりに耐震化・リニューアル工事が行われた。

R1　再検証要請対象医療機関

地域での役割の再検証

■国のワーキンググループにより、再検証要請対象医療機関に名前が挙げられる。（いわゆる再編対象に挙げられる。）

令和3年度

経営改革の観点からあり方検討を開始

- 市民病院あり方検討室　設置
- 市民病院改革プラン（R3～R7）策定
- 一部病床の回復期への転換案⇒継続審議

令和4年度

総括的検討の中で実行可能なプランを模索

- 市民病院あり方検討委員会　設置
  第1回～第3回委員会開催
- 委員会より民間活用・機能移転の方向性提案

令和5年度

早期閉院（廃院）・機能移転検討

- 市民病院にて診療の一部制限開始⇒経営状態悪化
- 早期閉院(廃院)・機能移転の方向性で検討
- 第4回・第5回委員会開催

R5.6.28　委員会から市長へ答申書提出

R5.7.27　基本方針（案）の公表

7/27　公表

- パブリックコメント実施（7/27～8/16）
- 市民説明会　実施

※基本方針の決定は8月下旬～9月上旬を予定

再検証要請対象医療機関

市民病院は、「構想区域内に、一定数以上の診療実績を有する医療機関が2つ以上あり、かつ、お互いの所在地が近接している」に該当。

地域医療構想

藤井寺市民病院 → 南河内保健医療協議会 → 大阪府医療計画

役割・病床数等の再検証

合意形成を図る（現在『継続審議』）

大阪府保健医療協議会（地域医療構想調整会議）

反映

主な課題

施設老朽化

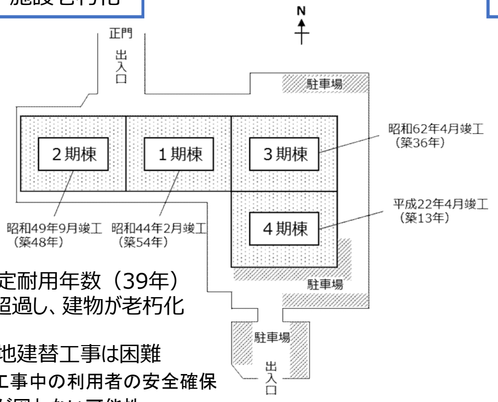

法定耐用年数（39年）を超過し、建物が老朽化

現地建替工事は困難
- 工事中の利用者の安全確保が図れない可能性。

病院建設に向かない場所
- ハザードマップ上の浸水想定地域。
- 新規患者の獲得が困難な立地。

医師の確保

今後の医師の確保が困難
- 平成30年度をピークに医師が減り続けている。
- 専門病院化するにも専門医の確保が困難。

医師の働き方改革の影響
- 令和6年度からの医師の働き方改革により、今後はますます医師確保が困難になると予測。

地域医療における役割

将来の医療ニーズに合致しない
- 今後、急性期（病気のかかりはじめ）のニーズが減り、回復期のニーズが増えると予測。

現行の医療制度（地域医療構想）が求める公立病院の役割を果たせない
- 南河内二次医療圏では急性期病床は過剰。（施設の建替等に国との協議が必要）
- 国のガイドラインに規定する公立病院（地域の基幹病院）の役割を担える見込みがない。

国の再検証
- 国の要請にある近隣の医療機関との役割重複が解決できていない。
- これまでとは異なる新たな役割の創出が困難。

病院継続に係る費用

施設の建築費が大きな負担

【移転新築の場合】
（98床）建築費：　約47.7億円
土地確保代：　約4.4億円
（60床）建築費：　約30.4億円
土地確保代：　約3.1億円

慢性的な赤字経営
- 医業に係る赤字が増え続けている。
- 上記建築費の償還を含め、将来的な一般会計の負担額が巨額。

検討方向性

☑公立病院としての経営継続は難しい　⇒民間活力の導入の検討
☑市民病院の機能移転の検討

2. 市民病院の現状

医師の確保数の推移

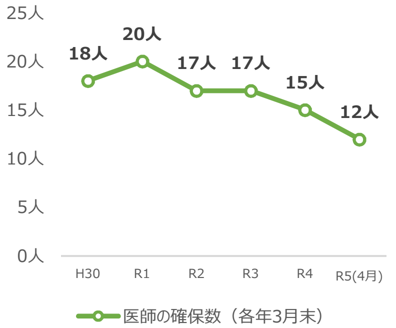

■医師の確保数が年々減ってきており、診療体制の維持が課題になってきている。
■現在、内科の一部診療に制限をかけている状況。

病床利用率の推移

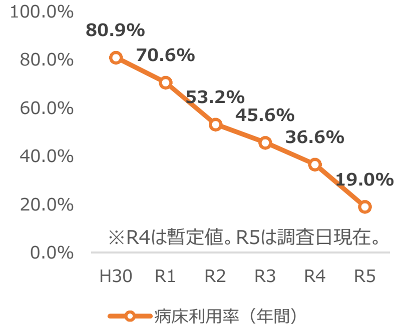

■病床利用率が極端に低下しており、コロナ禍後の利用率回復が図られていない。

医業損益(決算)の推移

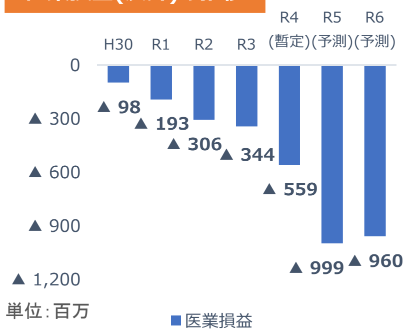

■医業（診療に関するもの）における損失が増加している。令和5年度からは医師不足の影響が顕在化し、巨額の損益赤字が見込まれている。

医業外損益(決算)の推移

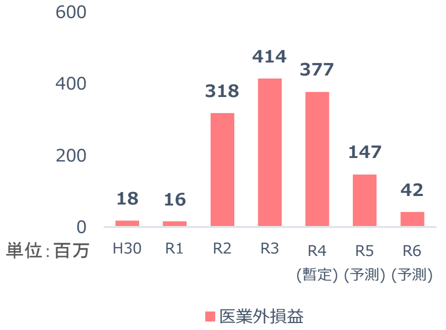

■医業外（診療以外のもの）における収益が減少している。令和5年度からはコロナ関連補助金の減額（廃止）が見込まれている。

保有現金の推移

経常損益（医業損益＋医業外損益） ⇒ 約8億5千万円赤字（R5）、約9億2千万円赤字（R6）

	H30	R1	R2	R3	R4(暫定)	R5(予測)	R6(予測)
保有現金	751	591	895	854	833	250	▲502

（毎年度3月末現在）　単位：百万

経営困難化
☑令和6年3月末時点で保有現金の残額が**約2億5千万円**の見込み。
⇒**運転資金が不足し、これ以上の病院経営の継続が困難となる。**

3. 基本方針（案）

■令和5年6月28日に市民病院あり方検討委員会より市長に答申書が提出された。
■これを受け、市は、市民病院あり方検討の結果として7月27日に以下の基本方針（案）を公表した。

方針(案)内容

1．基本方針
市立藤井寺市民病院（以下「本院」という。）は、令和６年３月末日をもって閉院（廃院）することを前提に、引き続き地域住民の適切な医療が確保されるよう、可能な限り他の医療機関へ協力を求めるなど、地域医療の後退とならぬよう努める。

2．利用者の引継ぎ等
本院の利用者については、診療を引き継がれる医療機関等において適切な医療が受けられるよう、万全の対応を講じる。

3．機能移転
病院機能の移転に当たっては、以下の各項目に従って実行するものとする。

① 小児科については、入院診療機能の確保に努める。
② 災害医療センターについては、適切な医療機関への移転を行う
③ 訪問看護ステーションの移転については、その役割と経営手法を検証し、決定する

4．連携病院の確保
周辺医療機関との医療に関する連携協定の締結など、閉院（廃院）後、通常診療のみならず、災害時、緊急時の医療・診療体制の確保に万全を期す。

5．跡地利用
閉院（廃院）後の跡地の利活用については、答申案に示された内容を尊重し、本基本方針とは別に示すものとする。

6．実行方法
閉院（廃院）に関連し、解決すべき個別事項（財務、雇用など）については、必要に応じ随時、別に示すものとする。

4. 今後の予定

パブリックコメント実施
・７月２７日（木）から８月１６日（水）まで受付
・締切後、いただいたご意見を取りまとめ、市の回答を公表
⇒ **基本方針策定**

■基本方針策定後は、当該方針に沿って必要な業務を進める予定。
■利用者（患者）の引継ぎ、市民病院の機能移転、連携病院の確保等、今後の検討事項については別途お示ししていく。